

神戸市重症心身障害者対象事業加算制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に基づく生活介護（以下「生活介護」という。）を行う者が重度の心身障害者に対して適切な支援を実施することを確保するため、障害者総合支援法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加算して支給を行い、もって重度の心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(加算対象重症心身障害者)

第2条 障害者総合支援法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加算して支給を行う重度の心身障害者（以下「加算対象重症心身障害者」という。）は、次の各号のすべてに該当することを要するものとする。

- (1)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づき交付された身体障害者手帳を所持し、その障害種別及び級別が肢体不自由による1種1級である。
- (2)市が交付した療育手帳を所持し、その障害の程度がAである。
- (3)大島分類の1から4までのいずれかに該当する。
- (4)市内に住民票及び居所を有する。
- (5)市から障害福祉サービスの支給決定を受けている。
- (6)65歳未満である。

2 加算対象重症心身障害者の認定は、神戸市重症心身障害者対象事業加算利用申請書（別記様式第1号）に基づき、市長が行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、加算対象重症心身障害者と認定することができる。

4 市長は、前項の申請書を受理した場合、すみやかにその内容を確認し、加算対象重症心身障害者に該当すると認めるときは、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度利用決定通知書（別記様式第2号）により通知し、該当しないと認めるときは、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度利用非該当決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、平成20年12月1日現在で、重症心身障害児（者）通園事業利用者として決定を受けていた者又は神戸市重症心身障害者日中活動支援事業利用決定を受けている者は、加算対象重症心身障害者とみなす。

(一般加算)

第3条 市は、加算対象重症心身障害者の生活介護を行った者（以下「加算対象事業者」という。）に対して、生活介護を行った日あたり、次に掲げる額（以下「一般加算」という。）を支給するものとする。

加算対象重症心身障害者一人につき 二千元

(看護師配置加算)

第4条 市は、看護師を配置した加算対象事業者に対して、次の各号に掲げる額（以下「看護師配置加算」という。）を支給するものとする。

- (1) 加算対象重症心身障害者の生活介護を行った月における、看護師の延べ勤務日数（以下「延べ常勤看護師数」という。ただし、重症心身障害者以外の障害者の生活介護を同時に行った

場合は、当該月に生活介護を行った障害者の総数に対する加算対象重症心身障害者の割合をさらに乗じて得た数とする。以下同じ。) に対する当該月に生活介護を行った加算対象重症心身障害者の延べ人数が五以下であるとき 加算対象重症心身障害者一人につき 千円

- (2) 延べ常勤看護師数に対する当該月に生活介護を行った加算対象重症心身障害者の延べ人数が五より大きく十以下であるとき 加算対象重症心身障害者一人につき 五百円
(加算対象事業者の申請等)

第5条 一般加算又は一般加算及び看護師配置加算（以下「一般加算等」という。）の支給を受けようとする者は、あらかじめ神戸市重症心身障害者対象事業加算給付申請書兼実施計画書（別記様式第4号）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、一般加算等の支給を行うときは、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度における給付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の申請書兼実施計画書の内容を変更しようとする者は、神戸市重症心身障害者対象事業加算給付変更申請書（別記様式第6号）を、市長に提出するものとする。

4 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、変更を認めるときは、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度における給付変更決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（加算対象事業者の報告等）

第6条 加算対象事業者は、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度実施報告書兼一般加算等計算書（別記様式第8号）を、生活介護事業を実施した月の翌月10日までに、市長に提出するものとする。

2 加算対象事業者は、前項の報告書とともに、神戸市重症心身障害者対象事業給付金請求書（別記様式第9号）により、市長に対して一般加算等の支給の請求を行うことができる。

（給付決定の取り消し）

第7条 加算対象事業者が加算対象重症心身障害者に対して生活介護事業を誠実に提供しない場合、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者の指定を取り消された場合その他加算対象重症心身障害者に対して適切な支援ができないと認める場合、市長は第5条第2項の決定を取り消すことができる。

（一般加算等の返還）

第8条 前条の規定により、決定を取り消された者は、取り消した日の属する月以降に支給を受けた一般加算等を市に返還しなければならない。

（利用の解除）

第9条 第2条第3項により利用決定の通知を受けた者が利用を中止しようとする場合、神戸市重症心身障害者対象事業加算利用解除申請書（別記様式第10号）により、利用解除を申請することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合、速やかにその内容を確認し、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度利用解除通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。